

東京高裁 不当労働行為を認定！

支える会通信



「管財人、
再び断罪される！」

6月18日14時40分過ぎ、東京高裁前は歓喜の声につつまれました。

14民事部・須藤典明裁判長は、地裁に引き続き、控訴棄却の判決を下したのです。この判決により管財人（企業再生支援機構）・JALは東京地裁に続き再び断罪さ

れることになりました。
「良し！」「やつた！」と思わずガツツポーズをとる人、近くの人と抱き合つて喜びを表す人、嬉しさに目を潤ませる人・・・「勝訴」「再び管財人を断罪」の旗を高々と掲げる黒沢弁護士と野中キヤンクルーユニオン書記長の顔は晴れ晴れと確信に満ちていました。

この判決は、JALが発表した整理解雇方針を撤回させるべく、労使対等の立場での交渉をめざし、争議権投票の手続きをおこなつていた乗員組合（JFU）、キャビンクルー・ユニオン（CCU）両組合に対し、管財人らは正式な決定だとして争議権を確立した場合、撤回するまでは企業再生支援機構が予定している

都労働委員会は11年8月3日不当労働行為であると認定し救済命令を出したが、JALは命令取消を求めて提訴していました。憲法28条に照らしても会社の行つた違法行為はあきらかに高裁判決は地裁判決を踏襲しつつ、更に踏み込んだ内容となつており、解りやすく明快です。

10年11月、JALが発表した整理解雇方針を撤回させていた乗員組合の運営に介入しても良いとはならない」と述べています。

判決文では、「争議権の確立は会社との対等性を確保するための有力な対抗手段となるもの。労働組合にとって最も根幹的な権利の一つである。そのような意義を持つ争議権の確立を目指して組合員投票を行うことは、組合の在り方そのものを問う極めて重要な組合活動である」

「日本国憲法28条は勤

労者の団結権を保障しない」と恫喝し、労働者の正当な権利である争議権を潰そうとしました。この事実に対して東京

発行責任者
柚木康子
大田区羽田
4-10-4
石井ビル3階
TEL03(6423)7878
FAX03(6423)7430
メール
sasaerukai@lemon.plala.or.jp

一人でも多くの御参加を！
JAL不当解雇撤回 シンポジウム
8・10明日への誓い
JAL123便事故と不当解雇
日 時：8月10日（月）
開 場 18:00 開会 18:30
場 所：日本教育会館一ツ橋ホール

宮里邦雄弁護士の判決へのコメント (JAL不当解雇撤回弁護団・支える会代表世話人)



判決はいくつかの重要な意義ある判断をしています。3つの点を指摘します。

第1は、過半数組合でなくとも、労働組合は更生手続上の利害関係を有し、更生管財人には適時に適切な情報を組合に提供する情報提供義務があるとしたことです。

第2は、争議権保障の意義を、会社との対等性を確保する有力な手段であり、労働組合にとって「最も根幹的な権利」として適確に把えていることです。

第3に、憲法28条と労働組合法を引用し、労働者による主体的かつ自主的な独立した活動に対する支配介入は厳しく制限されるとし、争議行為によって会社が倒産したり、労働者が職を失うことになっても、それは会社と労働者の自己責任であり、会社の存立を優先させるために、会社が支配介入してもよいということになるものではないと断じていることです。

判決のこの部分は一般に慎重な言い回しをしがちな判決としては異例ともいえる表現を用いて争議権の本質をえたものであり、この本質的把握を基に支配介入を厳しく規制する考え方を打ち出しています。

め、争議行為を阻止したいのであれば、労働組合が求めるところも踏まえて、労働組合との間で何らかの妥協をはかるしかないのであって、そのような妥協をはかる方法によることなく、その運営に介入しようとすることには労働組合の自主性や独立性を脅かすものであつて、労働組合法7条3号が禁止しているところとが禁止していることとが「間違ったこと」です。

管財人は「間違ったことをするはずのない絶対的な存在」とされ、その管財人が行つた解雇なのであるから「解雇が必要だつた」「解雇有効」とされましたが、その管財人の違法行為が断罪されたのです。

JALは判決を厳粛に受け止め、解雇を强行する前の時点に立ち戻り、解雇回避のための協議に応じるべきです。なおJALは7月1日上告をおこないました。

- | | | | | | |
|-------------------------|-------------------------|--|-----------------------------|------------------------------|--|
| 6、 | 5、 | 4、 | 3、 | 2、 | 1、 |
| 構成..会に賛同する個人及び団体で構成します。 | 財政..必要に応じてカンパなどでまかないます。 | 運営..会を代表して若干名の世話人と、若干名の事務局を置き、必要に応じて運営及び業務を行います。 | 梨の会とし、略称、JAL争議を支える山梨の会とします。 | 目的..不当解雇撤回をめざす原告団の支援を目的にします。 | 名称..不当解雇とたたかう日本航空労働者を支える山梨の会とし、略称、JAL争議を支える山梨の会とします。 |
- 会の申し合わせ事項
- 1、
- 2、
- 3、
- 4、
- 5、
- 6、

館 事務局の所在地 甲府市朝日5~7~2 平和と労働会

事務局 山梨県労働組合総連合内 055-252-3807

雇する前の時点に戻つて解雇回避のための話し合いを！

JALは165人を解雇するは「間違ったことをするはずのない絶対的な存在」とされ、その管財人が行つた解雇なのであるから「解雇が必要だつた」「解雇有効」とされましたが、その管財人の違法行為が断罪されたのです。

JALは判決を厳粛に受け止め、解雇を强行する前の時点に立ち戻り、解雇回避のための協議に応じるべきです。なおJALは7月1日上告をおこないました。

14年8月頃、牛久保弁護士から年金者組合の岩倉氏のところにJAL争議支援の要請があつた事がきっかけになり、集会開催準備を進め、12月6日に牛久保弁護士、内田原告団長、石賀原告を迎えてJAL争議支援集会を40人超える参加のもとで開催しました。

そして、15年5月16日には支える会運営委員の熊谷氏と石賀原告を迎えて集会を開催し「JAL争議を支える山梨の会」を結成しました。集会後の両氏と地元参加者との懇親会では、今日の争議情勢のもとで会が発足した意義と支える会の役割などについて更に議論を深めました。



JAL争議を支える山梨の会結成！

県労や革新懇の集会等に参加して頂いた石賀原告の要請で、以前より支援について話し合いがされました。

日本航空株主総会報告

整理解雇問題で4名が質問！
争議は終わっていないことをアピール！

A group of people are holding protest signs in a park. The signs are yellow with black text. One sign clearly visible in the center reads 'JAPAN' and '日東' (Nippon). Other signs include '反対' (Opposition) and '反対運動' (Opposition Movement). The people are dressed in casual attire, and the background shows trees and a paved path.

6月17日10時～日本武道館において日本航空第66期定期株主総会が開かれ、争議団からも10名が株主として参加しました。

質疑では、15名の株主質問の内、2名の原告団員含む4名の株主が解雇問題等について質問し、安全に対して

危惧しているという質問も複数出されました。

解雇問題については「解雇以降2300名もの客室乗務員が採用されるほど職場が人員不足ならば、解雇した人を戻すことができないのか?」「123便事故後、労使関係の正常化が安全運航を確立すると確認した。労使関係はどうなつていいのか?争議を解決する意志はないのか?」「最高裁が決定を出したからと従うのではなく、解雇は人生を左右する問題なのだから、もつと真剣に解決に向け対応できないのか?」「人員が余剰だから解雇したというが、解雇時の客室乗務員とパイロットの人数は何人だつ

解雇問題についての質問に対しては少なからぬ株主から拍手が湧きました。

日本航空は「解雇問題についてはすでに最高裁から決定が出され、訴訟は終結している。経営が破たんし多くの血を流し、多大な迷惑をかけた。いまさら人が足りないからと言つて解雇した者を戻す考えはない。ILO勧告は政府に出されたものである。

当局から御指摘いただいたら、誠意をもつて対処していきたい。」と答えましたが、同様の質問には複数回は返答しないという不正確な対応でした。又、何度も

とした。しかし、喜ぶ気にはならない。新しい株主に企業価値を高めて恩返しをしたい。」とも発言しました。

多数の質問者がある中で、質疑を終結しようとすることに対しても動議も出されました。却下されました。又、大きな損失を出したにも拘わらず役員となつている人物に対する不信任動議も出されました。たが、同様に却下され議案はすべて承認され終了しました。

訴訟は終了したもの、争議は終わっていなきことを日本航空にも一般的の株主にもアピールできた株主総会でした。また株主総会に向

支援のメンバーでビラ配布等の宣伝行動を行いました。

会員拡大に御協力をお願い致します！

解決まで原告の活動を支えるために皆様の周囲の方々にも入会のお声がけをお願い致します！会費は一年一口3,000円ですが、友達や職場の人と一緒にたとえば一人1,000円×3人で一口の会員として登録することもできます。

是非グループ会員の会を作っていただき、会員の拡大に御協力をお願い致します！

京セラ株主総会 稻盛名誉会長と山口社長による言語道断の暴論



私は議長のほほまん前で「議長！」と最初から拳手したが、全く当たらぬ。
だいぶたつてからJA
し原告が発言できたが、
「京セラは日本航空の株
の2.1%を保有している大
株主、日本航空の経営が
悪くなれば影響は甚大で
あると考えます。日本航
空では10年に整理解雇が
行われ・・・」と発言し
たところで、「当社の事
業と関係のない発言はや
めてください。後ほど時

15年6月24日、京セラ本社ビルで株主総会が開かれ、昨年に引き続き出席した。

間をとりますので、そこでやつてください」と社長に中断された。

う長いからやめなさい。
退場してもらいます。
と、男性社員5～6人で、

長は何度も怒鳴り、彼女は発言を一言二言にまとめてざるを得なかつた。

止められた原告に女性会が終了後、発言を止められた。

より先に、『JAL』の解雇は、管財人が決めたことだ』と言われましたが、その後に稻盛名譽会長は「まで言うと『当社の事業展開と関係ない発言はやめてください。』と社長は3度も野次をとばす。私が『去年のこの場の社長・稻盛和夫名譽会長の発言のことである。この会社の事業と関連あるかどうかはあなたではなく、株主が決めることではなく、いか』と反論すると『も

は、第6期報告書『記載の「京セラファイロンフィ教育』に関連して、「昨年の株主総会での稻盛和夫名誉会長の私の発言への答弁への質問を致します。私の昨年の発言に対し、社長は稻盛名譽会長

の外に追い出した。会員
内では百人くらいの身
らしき株主が、野次と
号の大合唱を行つた。

長は何度も怒鳴り、彼女は発言を一言二言にまとめてざるを得なかつた。

その後、会社役員紹介
会社事業の説明会が同場所で引き続き行われ、略してないパープルサンガラグビーのチームを作りなど、「会社の事業展開と直接関係ない」発言などの後でようやく前出の原告が指名され、発言を繰り返すと、「当社の事業展開と関係ない発言をやめてください。」と

私が会場外に出され、後、数分で事業報告の認、事業計画の二点の案と質疑と承認を終え、株主総会は終了してしまった。

ならいざ知らず今日
大会社の株主総会でこ
のような暴挙は許される
だろうか。

らしき株主が、野次と
号の大合唱を行つた。

の外に追い出した。会員

説得力のあるものであつた。ところが、「今年は御巣鷹山の事故から30年です」と言ったとたんに、社長は「もう止めてください」と繰り返し、野次も大きくなる中で「外でビラも配られていましちけど、争議解決して安全な飛行を日本航空ができます」ということが、京セラのためにもなると思います!」

ことで、安全がないがためにされたらいいへんです。日本航空で大きな事故があつたら、京セラにもすこい影響が出ます。」と切々と訴えられたのは、

いています 私の周り
も飛行機を利用されてい
る方はたくさんいらっしゃ
います。お金儲けとい

しました。京セラと言えば稻盛和夫さん。この「
る飛行機の事故があいつ

の原告が「私はきょう初

一切聞き入れられなかつた。株主の当然の権利を不當に踏みにじり、最低の民主主義の体裁さえもなりふり構わざ捨て去つて、封建領主よろしく問答無用で押し切るのが京セラ流である。

「われたとの事、おな
しいと思つた株主も多
数いたようだ。

いたくて待つていまし
た。追い出された方を
本当にお気の毒。」

かしいですね。それで
も質問し続けて勇気が
あると思ひ、それを言

して最後まで質問させ

(JAL闘争京都共闘
事務局次長・稻村守)